

第一種電気工事士免状の交付申請に必要な書類等 (認定の場合)

山形県消防救急課

- ◎ 認定による第一種電気工事士免状の交付申請には、次のものがが必要です。
(申請時の住所地在山形県内にあることが必要です)

1 認定申請

- (1) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書(様式第1の4)
- (2) 実務経験証明書(記載例参照)
 - ・ 高圧電気工事技術者 → 高圧電気工事技術者試験合格後、3年以上の実務経験が必要
 - ・ 電気主任技術者 → 電気主任技術者免状取得後、5年以上の実務経験が必要
- (3) 高圧電気工事技術者試験合格証書又は電気主任技術者免状の写し

2 電気工事士免状の交付申請

- (1) 電気工事士免状交付申請書(様式第2)
- (2) 写真 2枚
 - ※ 申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmのもので、写真の裏面に氏名を記入してください。なお、スピード写真等で画質の悪いものは不可とします。
 - ※ 内1枚を申請書の貼付欄に貼付してください。もう1枚は免状用です。
- (3) 山形県収入証紙 6,000円分
 - ※ 県庁、各総合支庁の売店等で販売しています。
 - ※ 収入印紙ではありません。
- (4) 返信用封筒(切手不要)
 - ※ 発行した免状を申請者あてに簡易書留で郵送する際に使用します。
 - ※ 封筒は定形サイズで縦14cmから23.5cm以内、横9cmから12cm以内のものをご用意ください。
 - ※ 受取希望の住所(自宅、学校、勤務先等)、宛名、郵便番号を記載してください。

※ 第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、交付を受けた日から5年以内ごとに法定講習を受けなければなりません。